









I 被災者生活再建支援法のあり方についておたずねいたします。		札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市		
I-1 現在、被災者生活再建支援法の見直し作業が進められています。今後の改正点について、考慮すべき点は何でしょうか (複数回答可)	① 現行制度で対象となる自然災害が発生した場合には、すべての被災区域の被災世帯に適用すべきである							○	○	○	○								○	○		
	② 法の適用対象とはなっていない小規模災害にも適用すべきである								○		○											
	③ 現在は、支給金額の決定方法に付き、全壊・大規模半壊などの被害認定と再建方法を組み合わせているが、見直すべきである。(具体的にご記入ください)																					
	④ 半壊、一部損壊、床上浸水も対象にすべきである				○				○		○			○								
	⑤ 地盤災害に対する支援も検討すべきである								○		○						○					
	⑥ 小規模な地場、伝統産業等で特に首長が認めた事業用建物に対する支援も検討すべきである																					
	⑦ 住宅に併設している事業用建物に対する支援も検討すべきである											○										
	⑧ 単身世帯と複数世帯の区別がわからないので、世帯の人数をきちんと反映すべきである			○											○							
	⑨ 支給金額が少ないので、さらなる乗せをすべきである									○												
	⑩ 基金の国の負担分を引き上げるべきである					○			○								○					
	⑪ 現在の支援法の内容で十分である	○																				
	⑫ その他(自由回答)				○								○			○	○					
I-2 家屋の被害に対しての支援に限定することについてどう思いますか(複数回答可)	① 被災に伴う所得減への保障がないので検討をすべきである								○	○				○	○							
	② 長期避難中にある被災者に対する生活支援がない			○		○			○						○							
	③ 事業(中小商工業、農漁業等)に対する生業支援も行うべきである														○							
	④ 住家被害への支援だけでよい	○			○			○				○	○				○			○		
	⑤ その他(自由回答)																○				○	
I-3 8月3日に中井防災担当相より「被災者生活再建支援制度の適用要件の拡充」についての法令改正案が示されました(発表文同封)。これに対してのご意見をお聞かせください。	① なぜ2世帯で1世帯ではだめなのか。また、人口10万人以上の市では全壊9戸でも対象にならないなど矛盾があり、反対である。																					
	② 支援対象が拡大されるので賛成である。	○	○			○		○	○	○	○	○					○		○	○		
	③ 財政負担が増えるので反対である。																					
	④ その他(自由回答) ※決着がついている場合は、過去形でお答えください。				○										○	○						
I-4 現在支援法の運用は基金の取り崩しで行うこととしています。内閣府の試算によると首都直下地震など巨大災害が起これば、支援金の交付は3兆円を超えと言われ、現在の基金は破綻します。そのような巨大災害を想定し、どう対応すべきと考えますか。	① 基金で対応できない規模の巨大災害に対する資金調達については、別の方策を事前に検討しておく	○												○		○			○			
	② 巨大災害については国が対応するべきである		○			○		○	○	○	○	○			○				○			
	③ 基金の積み増しを行うべきである																					
	④ 支援法の支給は基金の範囲内で支払えばよい																					
	⑤ その他(自由回答)				※																○	

※千葉市I-4⑤「本市は基金の出資金を直接負担しておりませんので、回答は差し控えます。」

I 被災者生活再建支援法のあり方についておたずねいたします。			札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	
I-5 災害復興にあたり、住宅再建・生活再建支援で独自施策（上乗せ・横出しといった補完措置を含む）を設けたことがありますか。	①	① 「ある」 → 別添の独自施策についてのシート（図表）を設けておりますので、そこに記入してください。→ ご記入後、6へ	-			○			○	○						○	○			○		
	②	② 「ない」 → 7へ		○	○		○				○	○	○		○						○	
I-6 5の設問で①「ある」とお答えになった自治体におたずねします。（複数回答可）	①	独自施策については原則、恒久的な制度と考えている。				○			○							○				○		
	②	独自施策については原則、恒久的な制度としており、今後は国の制度化を要求していきたい。																				
	③	独自施策については、暫定措置としているが、今後は恒久化を検討していきたい。																				
	④	独自施策については、暫定措置としており、今後の実施は災害ごとに判断する。								○							○					
	⑤	独自施策については、暫定措置であるが、今後は国に制度化を要求していきたい															○	○				
	⑥	その他（自由回答）																				
I-7 ご自身の都道府県（政令指定都市）の独自施策として、実施したことのある施策については◎を、実施したことはないが将来的に実施してもよい施策については○をおつけください。（復興基金による施策を除く） （複数回答可）	①	支援法が適用されない小規模災害に対する支援		◎	◎	○			◎		◎						◎	◎				
	②	半壊、一部損壊、床上浸水に対する支援			◎	○			◎	◎	◎						◎	◎				
	③	地盤災害に対する支援							◎													
	④	小規模な地場、伝統産業等で特に首長が認めた事業用建物に対する支援																				
	⑤	住宅に併設している事業用建物に対する支援																				
	⑥	支給金額の上乗せ								◎								○				
	⑦	被災に伴う所得減への保障																				
	⑧	事業（中小商工業、農漁業等）に対する生業支援					○										◎					
	⑨	長期避難中にある被災者に対する生活支援																				
	⑩	独自施策を実施するつもりはない																				
	⑪	その他（自由回答）					○						○	○			◎				○	
I-8 独自施策の実施にあたって、国の意向をどこまで配慮しますか。	①	国の了解を得た上で実施する																				
	②	国の了解にかかわらず実施する		○					○	○	○	○								○		
	③	その他（自由回答）			○	○	○							○		○	○				○	

II 復興基金についておたずねします		札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市
II-1 復興基金(別表参照)についてご存じですか。	① 設置したことがありよく知っている															○				
	② 設置したことはないがよく知っている								○											
	③ ある程度知っている	-		○		○					○	○		○	○					○
	④ 名前だけは聞いたことがある		○		○			○		○									○	
	⑤ 知らない																			
II-2 災害が発生したら復興基金を設立しようとお考えですか。	① 是非設立したい																			
	② 規模や状況等を考慮の上設立したい				○	○					○			○	○	○				
	③ 設立したくない			○																
	④ わからない		○					○	○	○		○							○	○
II-3	「2」の選択理由について、ご記入ください。		-	○	○	-	○		○	○	-	-	○		○	○	○		-	○
II-4 復興基金の財源としては何が望ましいとお考えですか。(複数回答可)	① 起債により財源を確保しその利払いの大部分を地方交付税で補てんするもの			○		○					○					○				
	② 義援金によるもの			○							○			○	○				○	
	③ 国の特定の交付金を活用するもの(例:)														○					
	④ 災害に特化した交付金を新たに創るもの								○	○	○			○	○	○				
	⑤ その他の財源を活用するもの(例:)																			
	⑥ わからない		○		○			○					○							
II-5 貴都道府県(政令指定都市)で想定する災害が発生した場合、復興基金をどのような分野に活用されようとお考えですか。(複数回答可)	① 生活再建(例:)			○	○	○		○		※	○			○	○	○			○	
	② 住宅再建(例:)			○	○	○		○		※	○			○	○	○			○	
	③ 産業再建(例:)				○	○		○			○			○	○	○				
	④ 農林水産業再建(例:)	-	-		○						○				○	○				
	⑤ 教育再建(例:)				○						○				○	○				
	⑥ 記念事業(例:)										○					○				
	⑦ その他(例:)								○	○	○	○				○				○
II-6 復興基金は災害の度に設置が検討されますが、これについてどうお考えですか。	① 基準や要件等を定め恒久的なものとして制度化すべきである															○				
	② これまで同様状況に応じてその都度、設置を検討した方がよい				○	○		○	○	○	○	○		○	○					
	③ わからない		○	○															○	○
	④ その他(自由回答)																			

※静岡市II-5「⑦その他(例:未定)」 ①チェックなし自由記述「私道の復旧分野」、②チェックなし自由記述「応急仮設住宅分野、被災地地の復旧分野」

Ⅲ 義援金についておたずねします		札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市
Ⅲ-1 義援金についてお尋ねします。義援金が集まった場合どのように活用しようとお考えですか。	① 被災者への見舞金としてのみ使いたい（例：人的被害や住家被害等）				○														○	
	② 見舞金以外にも使いたい（例：コミュニティやボランティア等への支援、風評被害対策、復興基金への活用）		○	○					○	○					○			○		
	③ わからない	○																		
	④ その他（自由回答）						○	○				○		○	○	○				
Ⅲ-2 義援金の配分手続についておたずねいたします。	① 県や市町村、日赤に集まったものなどを一元化し、都道府県単位で配分委員会を設ける。必要に応じて市町村が独自に枠を設ける。		○	○	○		○		○	○	○		○			○		○	○	
	② 従来とは違った配分手続を考えるべきである。（例： ）														※					
	③ わからない	○						○												
Ⅲ-3 義援金の取扱方針についておたずねいたします。優先順位をつけてください。	① 出来るだけ早く配る 迅速性			6	3	4		3		1	2	3		4	3			4	2	
	② 義援金の拠出者の意思を尊重する 疎通性			3	1	5		6		4	5	4		6	5			3	2	
	③ 配分手続が適正に行われる 透明性			2	2	1		2		2	6	1		2	1			2	1	
	④ 被害程度に応じて等しく配られる 公平性			1	4	2		1		3	1	2		1	2			1	1	
	⑤ 義援金の配分を被災者への支援に限定する 直接性			5	5	3		4		6	3	5		3	6			6	2	
	⑥ 復興施策に対する費用対効果を重視する 効率性			4	6	6		5		5	4	6		5	4			5	2	

※堺市Ⅲ-2「④その他 災害の規模や被害状況により協議し、使途、配分方法等を検討する。」

Ⅲ-3の「※」については自由回答一覧（Ⅲ-3）にまとめている。  
（仙台市、新潟市、神戸市）